

6 ス 庁 第 1761 号
令和 6 年 12 月 25 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
殿

ス ポー ツ 庁 次 長

寺 門 成 真

文 化 庁 次 長

合 田 哲 雄

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

望 月 禎

部 活 動 改 革 に 伴 う 学 習 指 導 要 領 解 説 の 一 部 改 訂 に つ い て (通 知)

この度、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)(以下「現行ガイドライン」という。)に基づく部活動改革の円滑な実施を図るため、平成29年7月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、平成30年7月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、平成30年3月に公表した「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説」のうち総則編(幼稚部・小学部・中学部)の一部並びに平成31年2月に公表した「特別支援学校学習指導要領解説」のうち総則等編(高等部)の一部を、別添(新旧対照表)のとおり改訂しました。

学習指導要領解説は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について説明するため、文部科学省が作成しているものです。本改訂の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、今後、各学校における部活動の実施及び地域クラブ活動との連携等に当たっては、改訂後の学習指導要領解説を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市(指定都市を除く。)区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管

の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、本改訂の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 改訂の趣旨

部活動改革については、現行ガイドラインに基づき、各地域において公立中学校等の部活動の地域クラブ活動への移行等が進められているところ、そうした取組を行う中で、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況にある。

こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、学習指導要領解説において、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

なお、今回の学習指導要領解説の改訂は、あくまで、現行の学習指導要領の下、現行ガイドラインの内容を基に学校と地域クラブとの連携等について明確化を図るものであり、学習指導要領本体に変更を加えるものではない。

2. 改訂の概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【中学校・特別支援学校（中学部）】

現行ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して以下の内容を総則編及び保健体育編に明記したこと。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）】

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないのではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記したこと。

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【中学校・高等学校】

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記したこと。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

<添付資料>

- ①部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて（概要）
- ②部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直し 新旧対照表

【本件連絡先】

文部科学省 03-5253-4111（代表）

スポーツ庁地域スポーツ課企画係（内線 3493）